

介 護 ・ 福 祉

北区社会福祉協議会の貸出事業

□車いす対応車の貸し出し

車いすのまま乗ることができる車いす対応車を貸し出します。

対 象：北区在住で車いすを使用している方及びその家族など

貸出期間：3日以内 定 員：車いす使用者を含めて3名

利 用 料：無料（ガソリン代実費負担） 受 付：利用日の3か月前の月の初日から（平日のみ）

申込方法：電話で北区社会福祉協議会へ予約。また、利用日の7日前までに「車いす対応車利用申請書」を提出していただきます。

※台数に限りがあります。

□車いすの貸し出し

北区在住の方で一時的に車いすが必要な方に無料で貸し出します。

対 象：北区在住で車いすを必要とする方など

貸出期間：1か月以内

利 用 料：無料

受 付：利用日の3か月前の月の初日から（平日のみ）

申込方法：電話で北区社会福祉協議会へ予約、または来所され窓口での申し込みも可能。貸出時に所定の申込書に必要事項を記入していただきます。

※台数に限りがあります。

【問い合わせ・申込み先】 北区社会福祉協議会 電話：915-7435 FAX：915-2640
北区清水4丁目17番1号 北区在宅サービスセンター内

税金のおはなし【確定申告】

□ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

納税義務者本人または控除対象配偶者や扶養親族が65歳以上で、ねたきりや認知症のために社会福祉事務所長から障害者控除対象者の認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

対 象：次のいずれかに該当する65歳以上の方

①軽度・中度の認知症の方

②重度の認知症の方

③6か月以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方

※上記の①～③の認定基準と介護保険の要介護認定の基準は異なりますが、介護保険の要介護認定を受けられた方は控除認定の対象となる場合があります。

【問い合わせ先】 ●所得税は……名古屋北税務署 電話：911-2471

●市、県民税は……栄市税事務所 電話：959-3304 FAX：959-3405

●障害者控除対象者認定の申請は……

北区役所福祉課介護保険係 電話：917-6523 FAX：914-2100

楠支所区民福祉課福祉係 電話：901-2269 FAX：902-1843

□おむつ代の医療費控除に関する証明

おむつ代が医療費控除の対象として、所得金額から控除されることがあります。

対 象：次の要件を満たしている方

- 傷病により、概ね6か月以上ねたきり状態にある（またはその状態であると認められる）こと
- その傷病上、おむつの使用が必要であること

① 初めて医療費控除を受けようとする場合

初めておむつ代を医療費控除の対象として認められるには、上記の2つの要件について、継続してその傷病の治療を行っている医師の証明が必要です。

【依頼先】担当医師（主治医）・医療機関

【依頼する書類】「おむつ使用証明書」（用紙は北区役所福祉課、楠支所区民福祉課にあります。）

※「おむつ使用証明書」の発行は有料の場合があります。詳細は担当医師（主治医）・医療機関にお尋ねください。

② 控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定等を受けている場合

2年目以降の場合で、控除を受ける当該年に要介護認定・要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けている場合には、手続きが簡素化されます。

要介護認定等の際に主治医が記入した「主治医意見書」の記載事項のうち、

- 主治医意見書記入年月日がいずれかのもの
 - ・おむつを使用した年
 - ・おむつを使用した前年（要介護認定の有効期間が13か月以上で、おむつを使用した年に「主治医意見書」が発行されていない場合に限りです。）
- 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「寝たきり（B又はC）」である
- 尿失禁の発生可能性が「あり」である

上記3つの事項の該当が確認されれば、その確認した書類（「確認書」）をもって、「おむつ証明書」にかえることができます。

【申出先】区役所福祉課（ただし、要介護認定等の実施区に限ります。）

【申出方法】「おむつ代の医療費控除の証明に関する主治医意見書の記載事項の確認願」を提出
⇒確認の結果、必要な事項が記載されている場合には、「確認書」が発行されます。

【ご注意】

- ・「主治医意見書」に必要事項が記載されていない場合には、「確認書」は発行されません。
- ・「確認書」が発行されない場合や、要介護認定等を受けていない場合には、2年目以降も「おむつ使用証明書」が必要です。

【問い合わせ先】 ●所得税は………名古屋北税務署 電話：911-2471

●市・県民税は……栄市税事務所 電話：959-3304 FAX：959-3405

●おむつ代の医療費控除の「確認書」の申請は……
北区役所福祉課介護保険係 電話：917-6523 FAX：914-2100

各種の助成制度

□福祉医療費助成制度

医療費（保険診療分）の自己負担額を助成する制度です。

種類：4制度があります。

- ①障害者医療助成制度
- ②ひとり親家庭等医療費助成制度
- ③子ども医療費助成制度
- ④福祉給付金支給制度

適用順位：複数の受給資格を有する場合、上記の① ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④の順で適用します。

所得制限：子ども医療費助成制度以外は所得制限があります。

他の公費負担医療：自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病などを優先して利用してください。

□福祉給付金支給制度

【助成対象】市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方

■後期高齢者医療に加入している方で、以下のいずれかの要件を満たしている方

- ①障害者医療費助成制度の対象となる要件を満たしている方
- ②ひとり親家庭等医療費助成制度の対象となる要件を満たしている方
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に該当する方（措置入院患者）
- ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第20条の規定により入院した結核患者
- ⑤ねたきりまたは重度・中度の認知症が3か月以上継続している方で、本人の所得が障害者医療助成制度の所得制限以下の方
- ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定基準額以下の方

■70歳以上で健康保険に加入している方のうち、上記の③～⑥のいずれかの要件を満たす方

※生活保護を受けている方は対象となりません。

保険証の交付手続

■必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証、または高齢受給者証および健康保険証
 - 障害者手帳など、障害の種類、程度を証明するもの【障害者の方】
 - 児童扶養手当証書などひとり親家庭等であることを証明する書類【ひとり親家庭の方】
 - 介護保険被保険者証【「ねたきり・認知症高齢者」に該当する方】
- ※その他、所得証明書などが必要な場合があります。

■ねたきり、重度・中度の認知症の方の申請に必要な書類

	申請書	状態届出書（介護者記入）	医師証明
要介護4または5	○	—	—
要介護3	○	○	—
要介護2以下、介護認定無し	○	○	○

※「状態届出書（介護者記入）」は、本人の状態及び介護を受けている状況を記載していただくものです。

※ 必ず、事前に電話などで、下記まで確認してください

【問い合わせ先】 北区役所保険年金課保険係
 楠支所区民福祉課保険係

電話：917-6455 FAX：917-6461
 電話：901-2262 FAX：902-7291